

中間くらし応援券事業参加事業所募集要項

昨今の物価高騰の影響を受ける市民の皆さんの家計に及ぼす経済的負担の軽減と地域経済の活性化を実現するため、全市民に商品券を交付する「中間くらし応援券事業」を実施するにあたり、参加する事業所を募集します。

1. 発行する商品券の概要（予定）

名称	中間くらし応援券
発行主体	中間市
交付対象者	令和8年1月1日において中間市に住民登録がある人
交付対象者数	39,000人
商品券内容	【世帯券】一世帯あたり10,000円（1,000円券×10枚綴り） + 【加算券】交付対象者2人目以降につき5,000円加算 （1,000円券×5枚綴り）
発行冊数	1,000円券×10枚綴り=20,500冊 1,000円券×5枚綴り=18,500冊
発行額	297,500,000円
発送方法	市から対象者へ3月末から順次発送
使用期限	到着日から令和8年7月31日まで
換金期間	令和8年4月15日（水）～8月21日（金）
換金場所	中間商工会議所
商品券利用可能店舗	市内の参加事業所

2. 商品券取扱いにあたっての注意事項

（1）商品券の利用対象とならないもの

- ①有価証券、電子マネー、定期券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード、回数券等換金性の高いものの購入
- ②たばこ事業法における製造たばこの購入
- ③事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ④国や地方公共団体への支払（税金等）、公共料金、金融商品、保険料の支払い
- ⑤土地、家屋購入、家賃、地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥医療施設や介護施設の一部保険適用分（処方箋が必要な医療品を含む）
- ⑦金融機関への預け入れ
- ⑧参加事業所において商品券の利用を制限しているもの

- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わりがあるものや公序良俗に反するもの
- ⑩そのほか国、中間市が適当でないと認めたもの（自治体指定のごみ袋、プロパンガスの使用料、保育料、ギャンブル等）

（2）その他の留意事項

- ①参加事業所における物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能とします。
- ②利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。利用期間を過ぎて商品券を受け取った場合は、換金できません。
- ③商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為はできません。
- ④釣り銭の支払いはできません。不足分は現金で受け取ってください。
- ⑤参加事業所以外では利用できません。
- ⑥商品券の盗難・紛失、または偽造等に対し、発行者は責めを負いません。
- ⑦参加事業所において、本商品券を利用対象としない商品を定める場合は、予め利用者が認識できるよう明示してください。

3. 参加資格

中間市内に事業所を有し、小売業、飲食業、サービス業等を営業している事業者であること。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業を行っているもの
- ③上記2.（1）「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引・商品のみを取り扱う店舗等

4. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- ①利用可能店舗であることが明確になるよう、利用者が分かりやすいようにしてください。
- ②利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をしてください。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否とともに、その事実を速やかに中間市役所商工観光課へ報告してください。
また、確認用として配布する見本は、商品券を取り扱う従業員等すべての方に周知してください。

③本商品券事業の運営にご協力ください。

5. 換金手続き

①換金は中間商工会議所にて実施します。

②参加事業所は、市民から受け取った商品券を換金期間内に、上記の換金場所まで、他の商品券等と区別して、本商品券をご持参ください。

③換金の方法は、小切手との交換によることとします。

④換金期間は令和8年4月15日（水）から令和8年8月21日（金）までとします。

6. 申し込み方法

《新規加入の事業所》

中間商工会議所へご連絡いただけましたら、必要な手続き方法などをご案内させていただきます。

申込期間 令和8年2月2日（月）から令和8年7月31日（金）まで

7. 本商品券事業に関する問い合わせ先

《事業全般に関すること》

中間市役所 商工観光課 商工企業誘致係

〒809-8501 中間市中間1丁目1番1号

TEL：093-246-6257 FAX：093-244-1342

《換金等に関すること》

中間商工会議所

〒809-0036 中間市長津1丁目7番1号

TEL：093-245-1081 FAX：093-245-6166